

## 第4章 結 語

障害者職業総合センターにおいて「学習障害」をテーマにした最初の研究計画が立てられたのは、1995年のことである。それから8年の間に2つの研究報告、すなわち、「学習障害のある者の職業上の諸問題に関する研究（障害者職業総合センター，1997）」、「学習障害」を主訴とする者の障害特性と就労支援に関する研究(その1) — 職業リハビリテーションの支援を利用した事例に基づく検討 —（障害者職業総合センター，2000）」を行った。

最初の研究報告（1997年3月）の時点では、「学習障害」の定義に関する合意は関係者間で形成途上にあつた。このため、多様な特性を持つ対象者を「学習障害」主訴の青年として学校から職業への移行類型を整理し、その特性並びに職業上の課題をとりまとめた報告書を作成した。その結論は、“「学習障害」は、当面、教育用語としての成熟を見守ることが必要であり、職業リハビリテーションの検討課題としていくことが望ましい”であり、以下のようにまとめられた。

..... 「学習障害」の青年についてみると、現行の職業リハビリテーション・サービスの対象となる特徴をもつ青年が存在する。その一方で、通常の入職のための仕組みを利用して適応し、職業リハビリテーションのサービスを必要としない青年も少なからず存在する。こうしたことから、「学習障害」の青年に対する職業リハビリテーション・サービスのあり方をめぐり、「学習障害」の定義について合意のないままで雇用対策上特別なサービスが用意された障害カテゴリーとして新たに位置づけることは尚早であり、さらなる混乱を引き起こす可能性が憂慮される。

現行の職業リハビリテーションの支援との関連でみると、身体障害、「精神薄弱」、精神障害回復者等には法的に特別なサービスが用意されている。そこで、主訴がどうであれ、青年期に至ってこれらの障害に該当し、当面、既存の判定によりサービスを利用することの可能な対象者については、用意されているサービスを提供するという視点が必要である。また、上記以外の障害が診断される「学習障害」の青年の場合を含め、現行の職業リハビリテーションでは対応できない、あるいは対応しきれない問題については、今後の課題である。（障害名は1997年時点の表記による）.....

第二次の研究報告（2000年3月）の時点では、学校教育の対象障害として「学習障害」の定義が改訂され、これが現行の定義（文部省，1999年7月）として周知され始めていた。ここでは「学習障害」には知的障害を伴わない点が明記された。しかし、学齢期に「学習障害」と診断された青年について、現行の職業リハビリテーション・サービス（知的障害）の対象となる特徴をもつ青年の事例の検討が緊要であった。したがって、対象者を現行の職業リハビリテーション・サービスを利用した「学習障害」主訴の青年とし、こうした特性の事例が持つ課題をとりまとめた報告書を作成した。その結論は、以下

のようにまとめられた。

…… 本報告では、かつて「学習障害」と診断された青年について、特に現行の職業リハビリテーションサービス（知的障害）の対象となる特徴をもつ青年の事例を検討した。しかしながら、現行の職業リハビリテーションサービスの対象にはなりがたい青年も存在する。こうした青年に関する検討に加え、現行の職業リハビリテーションでは対応できない、あるいは対応しきれない問題については、今後の検討課題として残された。

こうしたことから、中・長期的な研究課題としては、青年期以降における職業自立を支援するために、定義と判断基準を明確にしていく作業が必要となる。定義と判断基準の明確化は、支援対象を特定し、支援の内容を決定する上で欠くことができないからである。このため、定義をめぐる教育関係者の議論の推移を見守っていくことが必要となる。……

本報告では、これまでの研究成果を踏まえ、定義をめぐる8年間の変化については第1章に、事例を通してみた対象者像については第2章に、青年期における再評価の実際と課題については第3章に、それぞれとりまとめた。本章では、職業リハビリテーションにおける「学習障害」に関する見解をとりまとめるにあたり、「学校から職業への移行」をめぐる変化と課題を記述しておくこととする。「学習障害」を主訴とする求職者の多くは、障害があったとしても、高等学校から新規学卒就職を希望していたからである。ただし、「一般扱い」での採用希望の実現可能性は、障害の有無とは別に、新規高卒就職システムの現状とも関連が深い。このため、障害事例では「一般扱い」での職業生活への移行が困難となる経験をもつことを余儀なくされることになる。しかし、こうした場合であっても、職業リハビリテーション・サービスを利用した移行を選択するに際し、職業生活設計の方針の転換に関する支援が必要である。

まず第1節では、「学習障害」青年の移行の形態を概観し、特別支援教育との関連で今後検討することが必要となる移行課題についてとりまとめた。現時点では新規学卒就職システムの対象は高校生であるが、「学習障害」をはじめとする軽度発達障害のある生徒をも対象とするシステムであると理解されているわけではない。しかしながら、現在文部科学省が対象障害を拡大して新しい教育システムの構築を図っている特別支援教育構想では、「中学校を卒業した後は、高等学校へ進学する生徒も多いことから、高等学校においても、LD、ADHD等へ対応した特別な支援体制を構築することや、研修などを通じて理解推進が図られることが重要である。また、都道府県等の教育委員会に設置された専門家チームが、必要に応じて高等学校への支援を行うことについて検討する必要がある。さらに、養護学校高等部との連携も重要である。」（文部科学省，2003a）とされている。こうした構想のもとに「学習障害」生徒の主要な移行経路として“高等学校から職業の世界への移行”が位置づけられるのであれば、新規高卒システムにおいて対象者の範囲の拡大をめぐる課題を検討することが必要となる。あるいは、高等学校において職業リハビリテーション・サービスの選択を支援する指導体制の確立をめぐる課題を検討することが必要である。しかし、いずれの検討をする場合でも、その必要性が関係者に的確に受けとめら

れているのかどうかについて明らかにされているわけではない。こうした現状をふまえると、移行支援のためのシステムの再構築が必要になるといえるだろう。そこで、第2節では、新規高卒システムにおいて対象者の範囲の拡大をめぐる課題をとりまとめた。さらに、第3節では、高等学校において職業リハビリテーション・サービスの選択を支援する指導体制の確立をめぐる課題について言及し、これまでの障害者職業総合センターにおける「学習障害」を対象とした研究の結語とする。

## 第1節 「学校から職業への移行」をめぐって

### 1. 「学校から職業への移行」の類型について

障害のある人が職業自立のための支援を利用する場合、障害者の雇用の促進等に関する法律が定めるサービスに併せて、通常の職業自立のためのサービスを利用することができる。しかし、学校から職業の世界へ移行するために学校が担っているサービスを利用できるタイミングは限定されている。そこで、“職業リハビリテーションの支援を利用したかどうか”、また“新規学卒として入職したのかどうか”によって、職業に就くまでの過程で利用できる教育・訓練機関の種類や入職を実現するために必要な支援、職業生活を維持・継続するために利用できる支援の内容が異なるに違いない。これは、“通常の職業自立のための支援措置”では十分でない人々、つまり、“障害のある人を対象とした職業自立のための支援措置”に関する一般的な枠組みに他ならない。

#### (1) 職業リハビリテーションの支援の利用

障害者手帳の取得等は、障害者としてのさまざまな行政的なサービスが受けられることを意味する。こうしたサービスは、社会的弱者を対象とした、より広義の社会規範に基づいて整備されたものであり、その1つに職業的社会化に関する支援が位置づけられている。

職業紹介に際しては、求職者にできるだけ適合した職務を選択し、就職に結びつける配慮が必要であることから、公共職業安定所や地域障害者職業センター、障害者職業総合センター、障害者能力開発訓練施設などの連携のもと、職業相談や職業リハビリテーションの措置等を経て職務選択に至る方式が取られている。また、雇用主は雇入れに関し、特定求職者雇用開発助成金等の助成を受けながら職場定着に配慮を行う他、多様な雇用形態を模索している。

つまり、職業自立についてみれば、手帳の取得等は、入職と職場定着の両方について、一定の制度化された支援を保証している。しかし、こうした制度の利用については、申請の時期に本人が未成年であることを含め、保護者の決断が大きな要因となる。

## (2) 新規学卒としての入職

新規学卒として入職することは、公共職業安定所や学校が確認した適切な求人の紹介を受けることができることを意味する。

学校との実績関係に基づき、雇用主は教育的配慮を行い、信頼に応えるべく体制を整備する。また、学校も中・長期的な信頼関係のために、定着指導に協力する。

つまり、職業自立についてみれば、新規学卒として初職入職することもまた、入職と職場定着の両方について、一定の制度化された支援を保証しているといえよう。ただし、こうした制度の利用については学校間格差が少なからずあり、また、学校の指導の流れにしたがって、学校生活に適應できていたかどうか大きな要因となる。

## (3) 若者が利用できる移行支援の枠組み

図 4-1 は、職業リハビリテーションのサービスと新規学卒システムが持つサービスを組み合わせたものとして示した（望月，1997）。これは障害の有無に関わりなく、わが国における若者の学校から職業への移行に際して利用できるサービスの全容である。

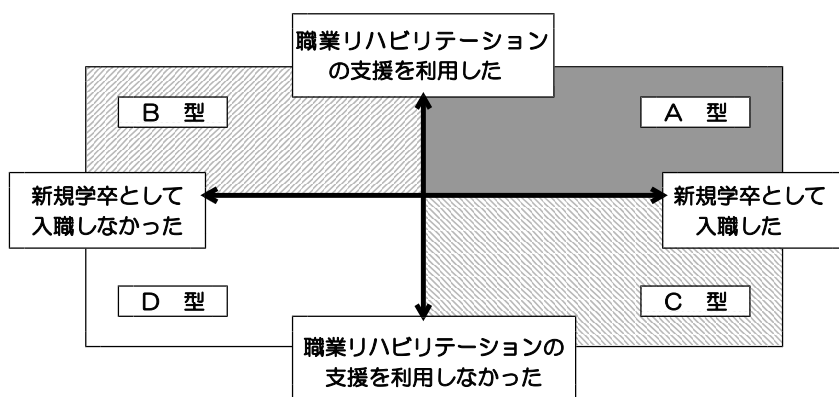


図4-1 入職に利用した制度に基づく対象者の類型

A型は進路指導により学校紹介で就職するタイプであり、あわせて障害者手帳に保障されたサービスを利用するタイプである。養護学校高等部もしくは中学校心障学級を卒業する生徒が選択するタイプであるが、中卒就職者が激減している現在にあっては、養護学校高等部卒業時に選択されることが多い。養護学校高等部においては生徒一人ひとりに対して個別移行支援計画を策定することとされており、職業リハビリテーション・サービスの利用はその計画の中で検討されることになる。

B型は、教育歴が養護学校卒であるか、高等学校卒であるか、また、高校中退であるかなどにかかわらず、職業リハビリテーション・サービスを単独で利用するタイプである。

C型は、進路指導により学校紹介で就職するタイプであり、新規学卒システムのサービスを単独で利

用するタイプである。高等学校を卒業する生徒が選択するタイプであるが、専修学校専門課程を卒業する生徒が利用するタイプでもある。いずれにしても、一般の進路指導の枠組みにおいて指導計画が策定される。なお、この指導計画の中で職業リハビリテーション・サービスが検討され、選択される場合にはC型ではなくA型の移行に位置づけられる。

D型は、いずれのサービスも利用しないタイプであり、一般扱いの求人に応募する移行のタイプである。したがって、公共職業安定所で一般求人への紹介を求める場合もあるが、インターネットを介した自己開拓、情報誌や広告等を利用する場合や縁故など、求人・求職にかかわる媒体は多様である。

これらの4つのタイプは、わが国において学校から職業への移行めぐって利用できる4つの選択肢ということになる。しかし、近年、新規学卒システムがセーフティネットとしての役割を急速に失い、若年雇用対策が模索されており、障害がありながらC型のタイプを選択することは困難があると言わざるを得ない状況がある。

通常教育を終えて、新規学卒として就職しなかった場合、ないしは、就職はしたがうまくいかなかった場合、その時点ではじめて障害受容の問題に直面する青年は、これからも増えるだろうと考えられる。一つには、学校は卒業した生徒に対する職業紹介に関しては方策を持っていない（新規学卒システムによる学校紹介の対象は卒業時点の在校生に限定される）からである。さらには、特別支援教育が高等学校においても整備されるまで、個別の障害特性に対応する指導体制は十分ではないと言わざるを得ない状況にあるからである。こうした場合、彼らは一般求人に応募するタイプによって入職することになるが、職業紹介に関する規制緩和が実施されていく現在、より自立度の高い行動様式を求められることになろう。したがって、良好な求人を見分けるためのスキルの習得は職業教育の課題になるが、手厚い保護の視点からみると、新規学卒として入職する場合と一般の求人に応募して入職する場合のギャップは、ますます大きくなると考えられる。

しかし、第2章で言及したように、入職までは「健常者である＝障害者ではない」を拠り所として成長してきた「学習障害」青年の場合、一度就職に失敗しても、それで職業リハビリテーションの支援を利用しようとは考え難い状況が示唆された。また、就職を自立に結びつけて考えることは稀であるから、スケジュールが埋められることであれば、就職でなくとも、アルバイトでもよいと考えることに無理はない状況も示唆された。同じ理由で、専修学校を選択したり、通信制教育を考えたりすることもあった。どこかに所属して、何かをしていなければ、なかなか生きにくいという事情もあるだろう。もっとも、年若い者にとっては、それが職場でなくともそれほど困らない場合が多い。解決の目処の立たない問題の先送りであっても、次第に深刻さが増大する事態が予測されても、彼らにとってはとりあえずの時間稼ぎができるからである。

## 2. 特別支援教育における移行の課題

学校教育においては、通常教育で対象とする障害特性を拡大した特別支援教育を構想することがどのような成果を生むのかについて、今後、時間をかけてシステムの検証をしていくことになるだろう。そして、ここでいう成果を職業リハビリテーションの視点からみると、「新規高卒システムにおいて対象者の範囲を拡大する」ことになるのか、あるいは、「高等学校から職業リハビリテーション・サービスの利用を選択することを支援する指導体制を確立する」ことになるのか、などが検討課題といえよう。

「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」（文部科学省，2003a）には、学校から職業への移行に関して、以下のように示されている。

一人一人の児童生徒の教育的ニーズに応じた教育的対応を行うという取組は、現在、盲・聾・養護学校において障害が重複している場合に、自立活動に加えて教科指導等を含めて作成する個別の指導計画や、当該学校において障害が重複しているか否かに関わらず、自立活動について作成する個別の指導計画、卒業後の円滑な就労支援を目的とした「個別移行支援計画」の実践研究など、盲・聾・養護学校を中心に部分的に進められつつあるが、盲・聾・養護学校はもちろん、小・中学校等においても一貫した「個別の教育支援計画」を策定することにより、障害のある児童生徒の視点に立った各種の教育的支援のより効果的・効率的な実施が期待できる。

ここでいう「個別の教育支援計画」とは、卒業後の就労支援のために策定される「個別の移行支援計画」において進路指導上の個別課題とされたさまざまな課題を、在学中を通して解決するために、各教科等の指導計画を立案するものであると位置づけられた（全国特殊学校長会，2003）。

また、「個別の教育支援計画」については、教育のみならず、福祉、医療、労働等の様々な側面から多様な取組が求められるため、関係機関、関係部局の連携協力をこれまで以上に密接にすることにより、専門性に根ざした総合的な教育的支援が可能となる」として、こうした関係諸機関等の連携を効果的に行ううえで、生徒一人ひとりの特性を踏まえた「個別の教育支援計画」が必要であり、小学校・中学校・高等学校段階を通じた「個別教育支援計画」が構想されることになったとみることができる。

これら連携協力が円滑に実施されるためには、コーディネーター的な役割を果たす者の存在が重要であり、学校における支援計画の策定を担当する役割として、特別支援教育コーディネーターが検討されるようになってきている。しかしながら、その中心的な課題は、目下のところ、義務教育段階で進められる特別支援教育と養護学校との間の連携であり、学校から職業への移行については今後の検討課題となっている状況である。

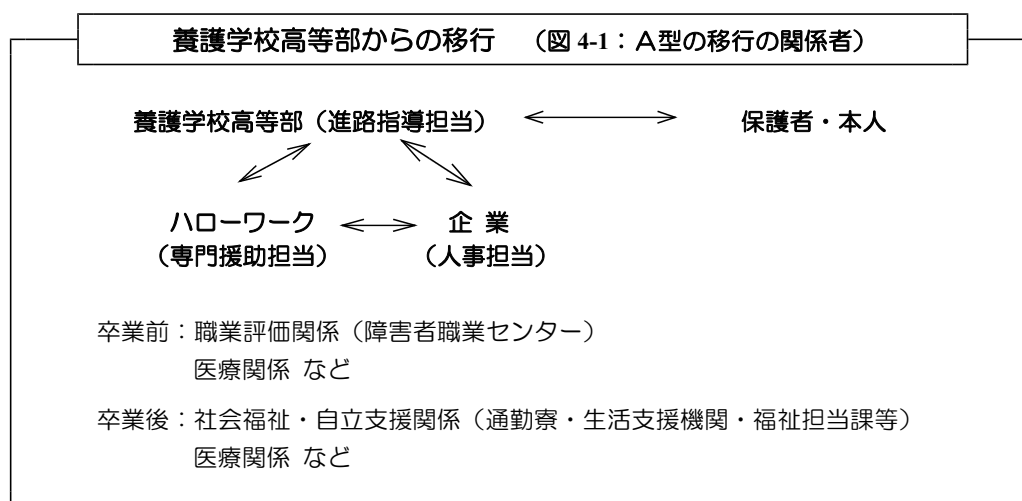
### 3. 移行類型別の関係者と連携の課題

これまで、障害のある生徒の「職業への移行」には特別な配慮が必要であると受けとめられて、養護学校高等部において、就労支援の課程が用意されてきた。さらに、職業生活においても「一般扱い」とは異なる雇用対策上の配慮が必要であると位置づけられて就労支援の課題が検討されてきた。このときの「学校」とは心障学級もしくは養護学校高等部をさしていた。これが従来の枠組みでの理解であったといえる。一方、特別支援教育で「学校から職業への移行」というときの「学校」とは、養護学校はもとより、高等学校や専修学校をもさしており、従来の原則的な理解では十分でなくなる状況が想定される。対象とする特性の範囲が広がり、彼らの在籍校が多様化する……そして、結果として進路指導の課題について、求められる理解や指導のあり方に関する課題も広がっていくという「これから」に、どのような共通理解が必要となるだろうか。

移行の4つの選択肢のそれぞれについて、ここで、就労支援にかかる関係機関の連携の課題にふれておきたい。

#### (1) 学校紹介による就労支援の関係者と課題

【図 4-1：A型の移行】

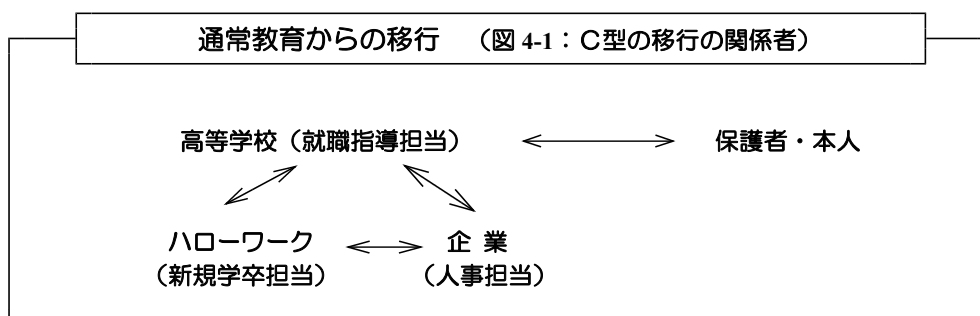


すでに、地域独自の様々な連携の形態が模索されているが、連携の中心に学校が位置づけられることが多い。紹介時点で求職者は未成年でもあり、本人の意志決定に支援が必要でもあることから、保護者並びに本人が学校を介して連携に参加する形態となる。移行に直接関係するハローワークの担当者は専門援助担当となるほか、企業もまた障害者雇用の対象として求職者を受けとめることになる。

学校が連携の中心にある場合、卒業前・後の関係者は、現在、養護学校高等部において策定されている個別移行支援計画の関係者として連携の輪に参加する形態となる。

### 【図 4-1：C型の移行】

特別支援教育が高等学校においても進んでいくことになると、A型と同様の連携関係が構想される場面が生じることになるわけだが、現時点では極めてあいまいである。その背景には、ハローワークの担当は専門援助部門ではなく、企業もまた新規学卒として求職者を受けとめることになる。高校の就職担当者の認識においても特別支援教育における対象生徒指導に共通理解が図られているわけではなく、何よりも、本人や保護者は一般扱いで就職することを希望するという現状がある。



C型の移行でも、紹介時点で求職者は未成年でもあり、本人の意志決定に支援が必要でもあることから、保護者並びに本人が学校を介して連携に参加する形態となる。A型と同様の個別移行支援計画の策定が必要になる場合であっても、卒業前・後の関係機関は公的に位置づけられているわけではなく、あくまでも保護者と本人を中心とした私的な関係機関であって、通常、その間に連携は構想されないことが多い。

現在の高卒就職者をめぐる課題（例えば、フリーター志向や高卒無業者の増加傾向）の中に紛れると、障害特性に関する職業準備の課題が見えにくくなるという問題が浮かび上がるが、専修学校などのさらなる教育機会があれば、特性に即した課題の検討を先送りをするということになっても不自然ではないという現状もある。

#### (2) 学校を介さない就労支援の関係者と課題

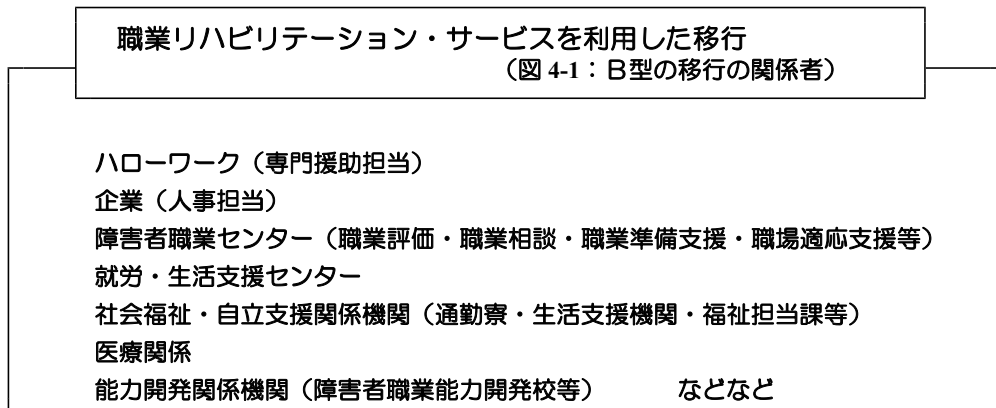
### 【図 4-1：B型の移行】

B型の場合も様々な連携の形態が模索されており、ここにあげた関係者のいずれもが連携の中心となるような様々な形態が各地域の状況に即して構築されている。

この場合には学校を卒業した後の移行タイプになるために、保護者・本人は学校を介した連携関係に参加するのではなく、本人を中心とした新しい支援関係者の関係が作られることになる。ただし、在学中に策定された個別移行支援計画の中に関係機関が盛り込まれている場合、本人が支援ネットワークの中に自分を位置づけることが容易になることは言うまでもない。この場合も、高等学校や専修学校など通常教育を卒業し、在学中の学校紹介で「一般扱い」の求職活動を行った場合には、必ずしも個別移行

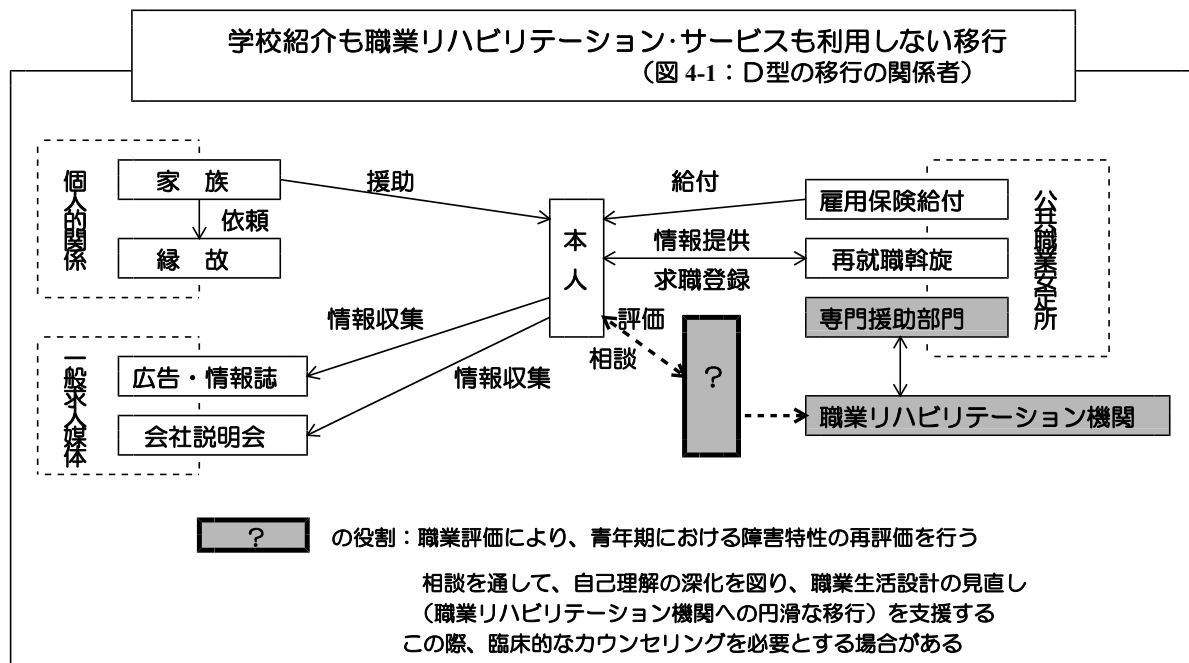


支援計画が策定されているわけではないことから、職業リハビリテーション・サービスの利用を検討したとしても、新規に関係機関を模索することになる。



**【図 4-1: D型の移行】**

D型の関係者を示した図は、新規高卒就職をしたが適応に困難が大きく、離職することになった事例が再就職に際して利用した様々な個人的関係や一般求人媒体としての関係機関を示している。本人を中心に関係機関が存在するが、機関間の連携は成立していない。結果的には「一般扱い」では円滑に移行が進まなかった事例であったが、障害特性に相応したサービスを検討するうえで、職業リハビリテーション・サービスの提案をする役割がなかったために、公共職業安定所の専門援助部門並びに職業リハビリテーション機関を利用することが計画されなかったことを点線の矢印で表わしてある。



最終的には職業リハビリテーション機関を利用して療育手帳を取得し、B型の移行を実現することになった事例の場合、D型の移行をめざしていた時点では職業リハビリテーションへの架け橋の役割は書き込まれない。ここには、点線を実線に変える、つまり、架け橋の役割が制度化されていないという問題があることが示されている。

B型移行への方針転換のための架け橋の必要性については、本人や保護者にも、関係者にも、まだまだ共通理解が少ないこともあるが、障害特性と向きあうことなく高校などを卒業した結果、本人があえて職業リハビリテーションを選ばないという問題も指摘しておかなくてはならないだろう。

### (3) 関係者の連携の課題

就労準備期に本人に求められる課題は、就職を選択すること、並びに、障害に対する理解を適正化し、特性を踏まえた求人への応募を決断することになる。ここには本人の意志決定を支援する課題があるといえる。また、このために、障害受容を支える課題があげられる。加えて「働く生活を受け入れる」「労働習慣を身につける」など、職業生活に移行するための準備の課題もあげられた。こうした準備こそ、早期からの学習が求められる課題である。連携をコーディネートする役割は、このような課題をふまえて検討されなければならないといえる。

養護学校に在籍する障害生徒のみならず通常教育に在籍する生徒の進路指導の課題を検討するために、職業リハビリテーションに関する理解を深めることが必要になるとともに、課題解決の方法を探るうえでは、通常教育と養護学校高等部との連携が求められることになる。また、義務教育段階から高校卒業時の支援計画の選択肢を見越した情報提供体制の確立が必要になることは言うまでもない。何よりも、障害特性のフィードバック体制と関係機関に関する情報を提供する体制の確立が急務であり、高校においても障害特性に相応した移行計画を呈示する体制を確立することが必要である。

## 第2節 移行をめぐる最近の変化

..... 新規高卒就職システムが対象者の範囲を拡大する可能性について .....

職業生活設計は、本人が選択・決定することを前提とする。「学習障害」青年が職業選択に際し、図4-1に示す移行の4類型の中で、職業リハビリテーション・サービスを利用しないという職業生活設計もまたひとつの選択である。しかし、支援の課題が「学習障害」とは別の障害特性と同様である場合、例えば知的障害や精神障害などの障害特性に用意されたサービスを利用しないという選択の成立要件を探ることは、この研究の課題ではない。したがって、まとめに際してとりあげる課題は、新規高卒就職システムの動向からみた高校職業紹介の利用可能性に関する検討に絞られる。

## 1. 移行の多様化 …… 高校の職業紹介によらない就職の増加傾向について ……

「若者のワークスタイル調査（日本労働研究機構，2001）」は、最終学歴が「高卒」の就業経験者の中で卒業年次が把握されている者を対象とし、卒業年次と高校卒業後の就業状態について分析している。この調査は、職業リハビリテーションの利用者を対象に含めて設計されたわけではない。しかし、通常教育を選択した本研究の対象青年の場合、その「移行」類型における「新規高卒」就職の動向（図 4-1 のC並びにD）を検討するうえで、極めて重要な知見を提供している。

図 4-2 は「正社員」就職の状況である。この研究の対象期間となった最近の8年間を含め、1990年代に高卒後すぐに正社員として就職した青年の比率が男女ともに減少していることを示している。卒業後の職業経歴期間が長くなれば、遅れて正社員就職をする者が増えることは予想できるが、それは「対象者が自らの職業キャリアを形成する過程で正社員雇用の口を見つけたことになる（中島，2002）」と分析されている。

これは職業キャリアを形成することが可能となる非正社員職に就いた若者が、その経験をもとに一般求人に応募して採用されたことをさしている。したがって、職業キャリアの形成に寄与しない仕事において離転職経験を重ねているフリーター層の若者が時間の経過とともに正社員として採用されることを意味しているわけではない点には注意が必要である。さらに、職業準備に課題の多い「学習障害」青年の場合、正社員であれ非正社員であれ、仕事につくことが困難な状況にある。したがって、時間の経過によって正社員として採用されるだけの技能を身につけることは難しいと言わざるを得ないだろう。フリーター層に紛れていれば問題を先送りすることができるとはいえ、いつまでも先送りするわけにはいかない現実があると受けとめなければならない。

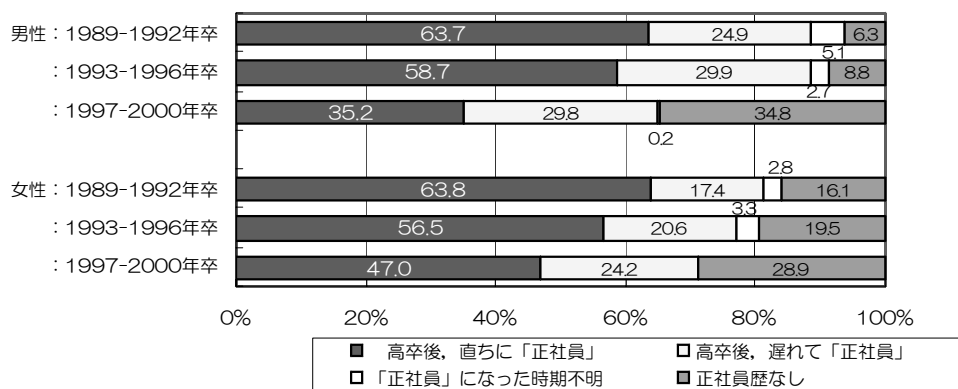


図4-2 「正社員」歴：卒業年次別 (中島，2002)

図 4-3 は同じ調査により、対象者を「学校紹介による就職か／それによらない就職か」、「正社員雇用か／非正社員雇用か」で分類し、さらに「就業遅延」を抽出した4類型の構成比である。なお、この時

点で「学校紹介・非正規雇用」はシステムとして存在していない。

「学校紹介・正社員」型の移行は、長い間「新規高卒就職」の典型とされてきた移行形態であるが、男女とも、この比率は卒業年次が新しくなると減少していくといった傾向を読むことができる。加えて「非学校紹介・非正規雇用」言い換えるとフリーター群が増加している。特に、その傾向は男性に顕著であり、男子高卒就職者にとって、フリーター型の移行は最も一般的な移行スタイルとなった。さらに、中島は「就業遅延」の増加にも注意を喚起しており、「わが国では学校が行う進路指導や職業紹介システムの守備範囲からはずれてしまった若者に向けて、専門的・組織的に進路選択を支援・指導するシステムがほとんど整備されてこなかった」点を取りあげている。すなわち、この調査は新規高卒就職システムの機能低下を指摘している。

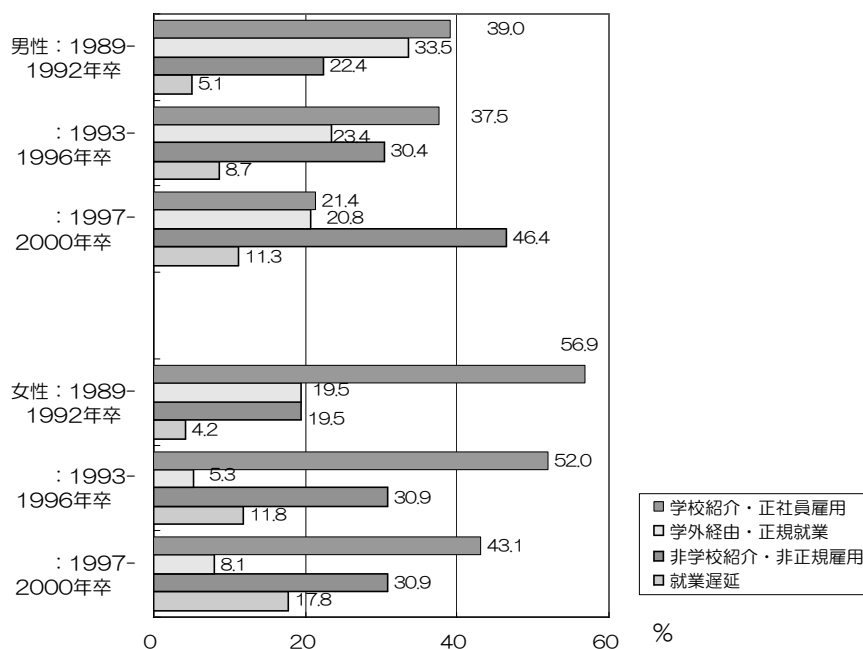


図4-3 「高校から仕事への移行」4類型：卒業年次別（中島, 2002）

第2章の事例からは本報告書の対象青年が図4-3のいずれの類型にも見いだされた。しかし、こうした流れの中で「学習障害」青年の移行について検討すべきことは、障害受容との関係で「就業遅延」になっていないかどうかという問題である。

## 2. 学校進路指導の機能

高校生就職問題に関する検討会議報告（文部科学省, 2001）では、生徒の資質の変容、学校の進路

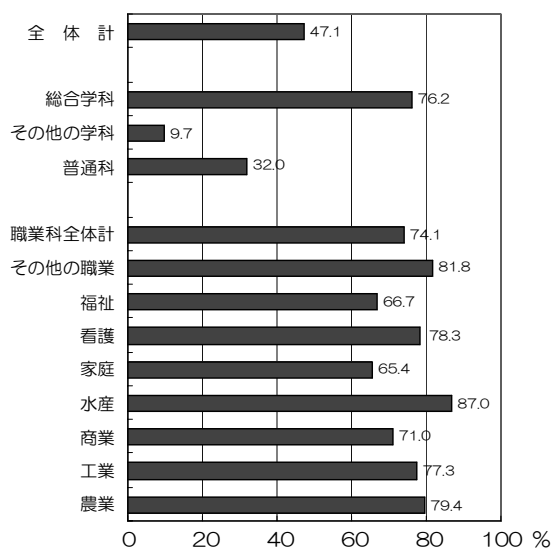
指導のあり方、就職慣行の機能低下へと分析をすすめている。ここでは、生徒の意識の変化と学校の進路指導の機能について、基本的な資質の不足や職業観・勤労観の未熟さもさることながら、特筆されているのは生徒のフリーター志向の増加傾向である（前掲：文部科学省，2001）。さらに、フリーター志向が増加している背景には、① 生徒にモラトリアム志向が強いこと、② 一時的・臨時的雇用が増加しており、このような働き口があること、③ それを容認する保護者の養育態度があること、④ 学校での指導が生徒の進路意識の形成に大きな影響を及ぼすに至っていないこと、をあげて、学校教育における指導援助のあり方の見直しを求めている（前掲：文部科学省，2001）。

さらに、進路指導については、「高等学校における就職の指導は、進路指導主事の経験に頼った指導、進路指導部任せの指導になっていたりする一方で、就職に関わる指導の経験が十分ではなく、今日就職をめぐる環境の変化や事業所・職場の実状を十分知らないホームルーム担任の教師任せの指導になっていたりすることもある」として「近年の産業構造の変化等に伴う高校生の就職を取り巻く環境の変化に関する情報の提供などは、あまり行われていない状況が見られる」と結んでいる。

当面の目標としては、まず、指導の改善・充実として、① インターンシップ等の積極的な推進、② 計画的・継続的な進路指導の実施、③ 保護者との連携の促進があげられており、次いで、教育課程の改善として、① 基礎的・基本的学力の充実、② 学校における就業体験等の充実、③ 普通科における職業教育の充実などがあげられている。その他に、指導体制の改善・充実があげられている。

省庁を超えた若年雇用対策として期待されているのはインターンシップの充実であるが、高等学校における普及は今後の課題である（文部科学省，2003b）。ここでは、インターンシップが高校の教育課程に制度化され、年々実施校が増加している状況があったとしても、在学中に経験できる生徒は極めて限定されていると言わざるを得ない状況をみておかななくてはならないだろう（図4-4）。

インターンシップの実施状況（平成14年度 全日制）



3年間を通して1回でも体験した3年生（平成14年度）

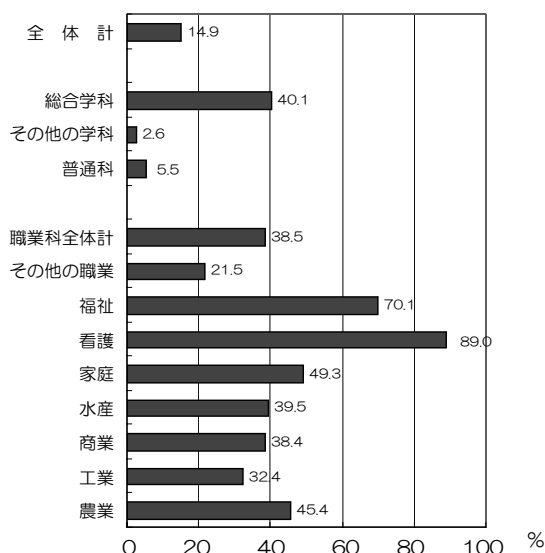
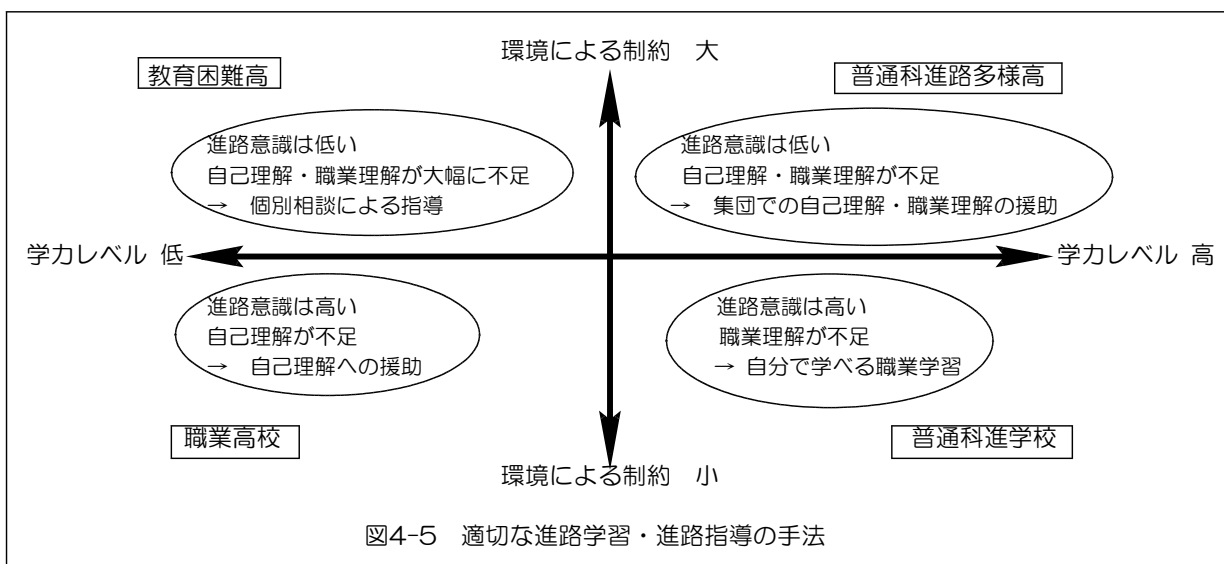


図4-4 インターンシップの実施状況（文部科学省，2003b）

一方、事業主にとって、インターンシップが有効な採用戦略となり得ているかどうかについては明らかになっていない。加えて、障害のある生徒が先にあげた図 4-1：C型（新規高卒就職サービスのみを利用）により高校の進路指導による移行を選択する場合に、インターンシップはどのように効果的であるか、どのような課題があるのか、についても検討されているわけではない。

こうしたことから、この8年間に彼らの移行を支える選択肢に起こった変化から今後の傾向をみると、図 4-1：C型の選択肢の有効性については急速な縮小が予想される。そして、このような新規高卒就職を取り巻く状況の変化は、本研究の対象青年を直撃することになる。つまり、通常教育を卒業して「新規高卒就職」で自立をめざす本研究の対象青年の場合、当然のことながら障害者雇用対策上のサービスを利用することはない。問題は、通常学級、サポート校、私塾を含め、特殊教育諸学校を選択せずに学校を卒業したが、入職に際して、もしくは離転職経験の結果として、職業リハビリテーション・サービスを必要とするようになった「学習障害」青年の存在が無視できなくなっている点である。初職入職において困難が明らかになった場合、図 4-1：B型（職業リハビリテーション・サービスの利用）を検討できるかどうかが重要になる。あくまでも「一般扱い」にこだわることになれば、困難が増加することを示唆している。

また、吉田ら（2003）は高校生の進路学習の手法として高校生の職業準備の状況を類型化し、自己理解と職業理解の課題を整理している（図 4-5）。整理に際しては、進学校の進路選択の課題とその他の高校における職業選択の課題とは分けて考えられている。そして本研究の対象者の場合、概ね普通科進学校以外の学校に在籍している状況がある。



加えて、図 4-5 に示された準備不足に対して、それが障害特性に関連するものであったとしても、このような自己理解の課題が障害特性との関連で教育関係者に認識されているわけではない点は特筆しておかなければならないだろう。また、職業リハビリテーション・サービスがどのような支援をするもの

であるのかを情報提供する枠組みは、現時点では通常教育に用意されているわけではない。

さらに、「学習障害」青年に対し、職業リハビリテーション・サービスの情報が提供されたとしても、それが特性に相応した支援であるという受けとめ方をすることには困難が大きい。なぜなら、そこでは「健常者」としての自己像の変容を求められるからである。それでも、職業リハビリテーション・サービスを利用することになった場合、彼らに対する支援の課題は、養護学校高等部において障害特性に応じた職業的社会化の教育訓練を経てきた障害者と同じであるといつてよいのだろうか。

### 3. 若年雇用対策をめぐって

#### (1) 「新規高卒採用意向調査」から

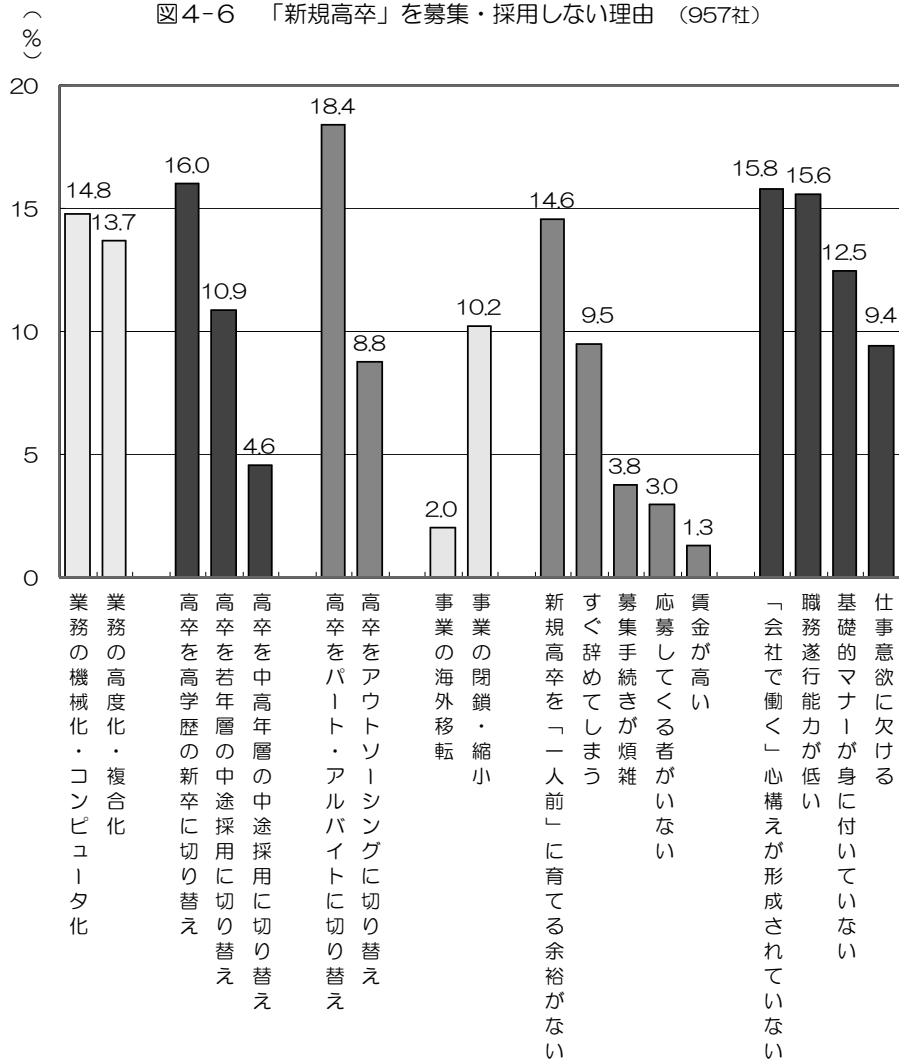
新規高卒労働市場の急速な縮小の傾向の中で、事業所が「新規高卒を募集・採用しない理由」としてあげているのは「会社で働く」心構えや意欲にかける点、並びに職務遂行力の低さである（図 4-6：中島，2003）。

この調査結果は、新規高卒採用の傾向を増加に転じるための条件を見出すことが困難であるといわざるを得ない状況を指摘する。条件整備の課題があるとすれば、心構えの形成や基本的なマナーの習得、意欲の醸成に加え、職務遂行力の獲得に目標をおいた教育活動の充実であろう。だが、中島（前掲）は、それが労働市場の縮小への有効な対策といえるのかという点を問題として指摘する。

むしろ、卒業後すぐの正社員としての就職が生徒の準備性の問題と企業の採用意向の両面で困難であるとすれば、様々な経験を通して安定した職に就くための準備をしていくことが必要になる。このとき、求められるのは、職務遂行にかかる能力開発を設計・選択する能力ということになるのではないだろうか。しかし、正社員になることで利用できる、換言すると、雇用保険の被保険者になることで利用できる能力開発の機会、この場合には利用できない。こうなると、さらなる進学機会を求める傾向に拍車がかかることになるのだろうか。それとも、高校の進路指導に職業準備性を高めるための指導が検討されることになるのだろうか。

第2章で紹介した多くの事例にみられるように、職業準備に課題の多い「学習障害」青年の場合、職務遂行にかかる能力開発を自ら設計・選択することについても困難が大きかったことをあらためて指摘しておかなくてはならないだろう。こうした事例の場合、さらなる就学機会を求めて課題の先送りをすることになる点が危惧されるといえる。高校において職業準備性を高める指導が検討されたとしても、彼らの障害特性に対する理解と指導体制の整備が喫緊の課題である。

図4-6 「新規高卒」を募集・採用しない理由（957社）



## (2) 政策課題としての若年就業問題

現在、わが国の若年失業率はこれまでにない水準になっているが、加えて、非労働力の中に在学も家事もしていない若者が増加している。小杉・堀（2003）は「就業もしていなければ在学もしていない「無業」の若者（NEET=Not in Employment, Education or Training）に対する対策は、欧州各国ではすでに大きな政策課題となっている。わが国でも若年就業問題は既に政策課題として行政的な取り組みが始まっており、政策研究の領域では、具体的な施策の提案が重要な段階に入っている」として、「学校から職業への円滑な移行を支援する施策として、①若者自体に働きかけ、就業意欲までを含む広い意味でのエンプロイアビリティを高めて就業機会に結びつける政策、②労働力需要側に助成金を出すなどの方法で働きかけて採用を促進する政策、が考えられる」とした。さらにまた、「エンプロイアビリティを高める施策からドロップアウトしてしまう層を生み出したり、まったく政策に乗ってこない層を残



してしまう可能性がある。こうした者を念頭においたセーフティネットの役割を果たす対策も重要になる」という点にも言及している（前掲，小杉・堀）。端的に言えば、既に新規学卒システムはもはやその機能において有効なセーフティネットの役割を担い得ないという指摘になるだろう。

このため若年のための施策としては、インターンシップや若年者トライアル雇用事業、若年自立・挑戦プラン、日本版デュアルシステムの導入などが検討されている。このような施策の中には、在学中のインターンシップや卒業後のトライアル雇用事業のように障害特性を踏まえた事業形態も一般の若年層を対象とした事業形態もあって、それぞれ対象者の特性に相応した支援の課題が検討された施策がある。また一方で、若年自立・挑戦プランや日本版デュアルシステムのように、即戦力人材の重点的育成や企業家養成も視野に入れた、いわゆる一般若年層を対象とした実践的能力開発の施策もある。

しかしここで問題となるのは、小杉ら（前掲）が指摘する「エンプロイアビリティを高める施策からドロップアウトしてしまう層」や「まったく政策に乗ってこない層」として施策の対象となりがたい若年層の中に、背景に障害特性に起因する問題をもちつつも通常教育を卒業した若者が含まれる点ではないだろうか。なぜ施策からドロップアウトするのか、また、なぜ政策に乗ってこないのか、という点を詳細に検討していく先には、障害特性に相応する支援が必要となる対象者の問題も浮かび上がってくると考えられる。しかし、「無業」の若者の中に紛れこんでしまうと障害特性を受けとめて進路選択を検討するという課題の先送りとなる点については、第2章で指摘したとおりである。そして、ここではこのような対象者が「一般扱い」の若年就業問題の中に紛れこんでしまうと、障害特性を受けとめて職業選択を検討するという課題のさらなる先送りができるという点について、指摘しておかなければならぬだろう。特に留意すべきは、このような問題が移行支援システムとの関係では検討されていないという現状ではないだろうか。

### 第3節 職業リハビリテーションにおける「学習障害」をめぐって

..... 特別支援教育が職業リハビリテーション・サービスを利用した  
移行を支える可能性について .....

#### 1. 移行類型の複線化について

障害者職業総合センターで実施した8年間の研究成果を通して得た事例の数々は、以下の点を問題として指摘する（第1章・第2章）。

「学習障害」を対象とした就労支援のあり方は、職業選択に際してどのような特性と向きあうことになったのかに即して変えていかなければならないことになる。しかし、こうした変化がおこる場合があること、並びに学校から職業への移行をめぐり、こうした変化に対応する移行類型の複線化が必要であ

るということについて、「学習障害」をめぐる関係者に共通理解が形成されているわけではない。移行類型の複線化とは、一般扱いで移行が可能な場合もあるが、職業リハビリテーションのサービスを利用した移行を検討する場合もあるということを示している。

- ① 「学習障害」児は、青年期に至る過程でその状態像を変えていく場合がある。
- ② 青年期において、職業リハビリテーションのサービスを必要としない対象者群がいる一方で、知的障害や精神障害のために用意されたサービスを利用して就労準備をすることが必要となる対象者群がいる。
- ③ 青年期に学習障害の状態像のみを有することにより、職業リハビリテーション・サービスを必要とする青年は極めて少ない。

以上のことから、職業リハビリテーションにおいては、学齢期に医学的診断や教育的判断によって「学習障害」とされた場合であっても、求職活動を行う時点で実施した職業評価を踏まえて障害特性を把握したうえでサービスの利用を勧めることを基本とする。

円滑な移行を支援するうえでは、こうした移行形態を視野に入れた進路指導（「進路情報」「進路相談」「啓発的経験」並びに「進路先の選択決定」）が必要であり、このために学校在学中の進路指導（「生徒理解」）において障害特性の再評価を欠くことができない。加えて、生徒自身の自己理解の深化を図ることが何よりも重要となることは言うまでもない。こうしたことから、移行類型の複線化については、「学習障害」を診断された、もしくは「学習障害」として教育的対応を必要とすると判断された生徒の学校在学中の課題として、発達に即した指導内容の中に明記されていない点が大きな問題である。しかし、特別支援教育における移行支援の具体化については今後の課題となっている。

ここでは、生徒が自らの障害特性に向き合い、適切に理解するための支援を、「いつ」「誰が」「どの場面で」「どのように」開始し、引き続きフォローアップするのかについて、支援体制の確立を検討することが必要となっていることを指摘しておきたい。この問題を先送りすることで、不採用や解雇、それに引き続く離転職の経験など、いわゆる“激しい喪失体験”を積み重ねることに結びつく事例が多いこと、こうした経験があったとしても混乱することなく進路変更ができる事例は稀有であること、などが明らかになっているからである。

## 2. 学校在学中の職業評価について

こうした移行類型の選択肢を検討するために、特に職業リハビリテーション・サービスの利用を検討

するために、在学中に以下の視点による評価が必要である（第3章）。

① 特性にふさわしいサービスを検討する際に、あるいは、進路指導の資料として一般職業適性検査を活用することができる。ただし、検査結果により、職業リハビリテーション・サービスの利用可能性が示唆された場合でも、実際にサービスの利用を選択するまでには心理的な葛藤を解消するための時間が必要な事例もある。また、このときに必要とされるカウンセリングでは、特性を踏まえた支援であることが求められる。

なお、一般職業適性検査では評価しきれない側面については、他の検査や観察の結果を組み合わせて評価する必要がある。

② 職業に対する志向性を検討する際には、職務に対する興味・関心並びに職務遂行の自信のみならず、職務の遂行可能性について評価する必要がある。

このような能力的側面については、まず、作業速度並びに正確な作業遂行について評価することが重要である。また、対人関係の業務への就業可能性については、別途、評価が必要となる事例もある。

学齢期において、学習障害の診断もしくは判断があったとしても、学校時代から特性が変化する事例がある。しかし、それとは別に、在学中から継続して持ち続ける課題もある。このような課題の中で在学中から意図的に支援しなければならない課題（視知覚の発達や対人関係を円滑に維持するためのスキルの獲得・作業遂行速度の水準など）については、職業準備の課題として検討することが必要である。また、在学中における評価を実施する際には、教育訓練により問題解決の可能性があるかどうか、また、補助的・補完的な手段（電卓やワープロ）を用いることで課題を軽減する可能性があるかどうか、などの検討も必要となる。

### 3. 移行支援システムの構築について

移行支援システムを構築していくうえでは、第2節で検討したように新規学卒就職システムの対象者の範囲を拡大する可能性ではなく、高等学校における特別支援教育で職業リハビリテーションを利用した移行を支援する形態（移行類型：図 4-1 C型ではなく A型の移行）を構想することが急務である。ここでは、高等学校において個別移行支援計画を立案し、支援する体制を成立させるための条件として、以下をあげておきたい。これは、対象生徒の自己理解を促すうえで必要な要件であるが、支援に関わる担当者の生徒理解にとっても必要な要件であるといえるだろう。

また、こうした生徒理解並びに生徒の自己理解に基づく移行支援体制が効果的に機能するうえで、高

等学校と養護学校高等部との連携、並びに一般職業相談と職業リハビリテーションとの連携が求められる。

- ① 利用者（生徒）・保護者のニーズや主観的評価を把握していること  
客観的評価に基づいて特性を理解していること
- ② 主観的評価と客観的評価のギャップを把握していること  
適正な特性理解を共有するうえの課題が明確になっていること
- ③ 連携にかかわる支援者間で利用者（生徒）の適正な特性理解を共有していること  
連携関係者の支援目標の認識にギャップがないこと
- ④ 利用者（生徒）・保護者に繰り返しフィードバックをしていること

なお、高等学校において特別支援教育が整備されるまでの間の措置として、学校を卒業したが一般扱いの就職ができなかった青年のために、また、一般扱いの就職はできたものの、継続できなかった経験をした青年のために、職業リハビリテーションを選択肢として提案する役割を担う仕組みが必要となる。

この仕組みは「通常教育に在籍する知的障害者を対象とした移行課題に関する研究（障害者職業総合センター，2001）」においてすでに提案した仕組みと同様の性格を持つものであるが、本報告書の対象生徒においても必要な仕組みとして再掲しておきたい。このような役割を担っている機関の例は、現実には多いとはいえない。しかし、全くないわけでもない。当面、このような役割が各地・各方面で検討されることにより、本報告の対象者が職業リハビリテーションに移行する可能性を高めることができると考える。

- ① 一般扱いの求職活動に問題を抱える青年たちが、通常、利用する仕組みであること  
(障害者を専門的に対象とした仕組みは適切ではない)
- ② 客観的な職業適性評価ができる仕組みであること  
(自己評価のみの評価システムは、状況理解を混乱させるだけである)
- ③ 体験的に評価をフィードバックできる仕組みであること  
(模擬的活動場面で観察評価すること必要である)
- ④ 必要に応じ、長期にわたる相談活動が継続できる仕組みであること  
(この場合の目標は、自己理解の深化と職業生活設計の見直しにある、  
否定的な経験の積み重ねにより、臨床的なカウンセリングが必要になる場合がある)
- ⑤ ①～④により、適宜、職業リハビリテーションとの連携をとることができる仕組みであること

#### 4. 今後の課題

この報告書をもって職業リハビリテーションにおける「学習障害」主訴の青年を対象とする研究計画を終結することになる。しかし、学習障害、広汎性発達障害に加え、軽度知的障害をも含む軽度発達障害青年のための就労支援については検討課題として残された。

今後、特別支援教育の高校段階における体制整備と対象者の移行の実態を見守っていくことが必要であるとともに、軽度発達障害青年の就労支援については職業リハビリテーションにおける中・長期の研究課題として解明していくことが必要である。

#### 【文 献】

- 小杉礼子・堀有喜衣 学校から職業への移行を支援する諸機関へのヒアリング結果 ― 日本における NEET 問題の所在と対応 ― JIL Discussion Paper Series 03-001, 2003.
- 望月葉子 「「学習障害」の青年の職業自立の問題を検討するために」 『「学習障害」のある者の職業上の諸問題に関する研究』第3章 調査研究報告書 №19 障害者職業総合センター 1997.
- 文部科学省 高校生の就職問題に関する検討会議報告 2001.
- 文部科学省 今後の特別支援教育の在り方について（最終報告） 特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議 2003 a .
- 文部科学省 平成 14 年度高等学校教育の推進状況 2003b.
- 文部科学省・厚生労働省 「平成 14 年度高卒者の職業生活の移行に関する研究」最終報告 2002.
- 中島史明 企業の新規高卒採用の現状と将来 ― 『新規高卒』採用意向に関する調査結果より ― 日本進路指導学会第 25 回研究大会発表論文集 48-49 2003.
- 中島史明 「1990 年代における高校の職業紹介機能の変容」 『自由の代償／フリーター ― 現代若者の就業意識と行動 ―』第 5 章 日本労働研究機構 2002.
- 日本労働研究機構 調査研究報告書 №146 大都市の若者の就業行動と意識 ― 広がるフリーター経験と共感 ― 2001.
- 障害者職業総合センター調査研究報告書 №19 「学習障害」のある者の職業上の諸問題に関する研究, 1997.
- 障害者職業総合センター調査研究報告書 №38 「学習障害」を主訴とする者の就労支援の課題に関する研究（その 1）, 2000.
- 吉田修・石井徹・根本友之 進路指導のための職業情報 日本進路指導学会第 25 回研究大会発表論文集 50-51 2003.
- 全国特殊学校長会 障害児・者の社会参加をすすめる個別移行支援計画 「就業支援に関する調査研究報告書」ビジュアル版 ジアーズ教育新社 2003.